

第17回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年11月20日(月) 13時30分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑥ (都計法②(つづき)、土採取等規制条例②)	

1 開 会 (13時30分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑥
(都計法②(つづき)、土採取等規制条例②)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会の第17回の会議を開催します。

次第の1ですが、前回、都市計画法が途中になっていますので、福田課長から。

○福田土地対策課長

前回御指摘いただいたところの直した部分がありますので、先にその説明をしてしまつてよろしいですか。

○内藤総務局長

そうですね。お願いします。

○福田土地対策課長

まず、6ページをお開きください。都計法の6ページです。前回新たに加えた、事実関係を確認するための公文書、都計法のDの部分は、公文書がかなり欠落している部分が多

くて、それに関する状況を書いたページになります。

前回、問題点とか対応策までここに書こうと思ったんですが、うまく書けていなくて、やはり皆さんちょっと分かりにくかったかなと思い、私のほうで勝手に変えてしまったんですが、状況のみをまとめるようにしました。

それから、前回ちょっと漏れていた部分がありまして、 からいろいろ言われた関係があって、Dの244では分からないと思うんですが、通称黒い家（④区域と⑤区域との間に建つ家のこと。以下同じ。）、 ですね。そちらが公文書として実はDに追加になっておりまして、そのDの244、1件を追加しています。

それから、前回、こちら、廃棄の関係は清水さんに言われたのですが、公文書の廃棄の関係まで言及していましたが、実際、誰も廃棄したとは言っていないし、それに、廃棄に関する書類も見つからないので、廃棄に関して言及している部分は、事実関係として分かっていないことから、外しました。

上のほうから説明しますと、まず、1ポツ目は、こちらは大きく変わっておりません。

2ポツ目に、Dの部分に関しては6月だったんですが、画像などの鮮明化を図り、カラー文書をカラー化したというのを入れています。

それから、先ほど申し上げたDの244を2023年7月、これは2月に開示した公文書になるんですが、追加しました。

そして、4ポツ目はそれほど変わっていないので、ここは省きます。

5ポツ目もあまり変わっていないので、ここも省きます。

下のほうに行っていただくと、前回、題名をどうしたのかちょっと忘れちゃったんですが、本件に係る公文書の保存状況、としました。本件を所管していた熱海土木事務所の都市計画課には公文書の原本が保存されていなかった。また、当該文書の引継ぎや廃棄に関する文書も存在していない、ということを書いております。

先日、熱海土木に行く機会があったので、土木の保存文庫を見てきたんですが、熱海土木では、文書の引継ぎ作業が独特で、何も箱に入っているものがないんですね。ですから、普通、箱ごと何年保存で何年廃棄ってなっているんですが、そういうものがなくて、文書が書庫に入っているだけという状況です。

○内藤総務局長

ずっと常用みたいな感じになっている……。

○福田土地対策課長

保存用の文庫が地下にあるんですよ。それ以外にもあちこちに保存用と思われるところがあって、保存箱に入っているものが全然ない状況なんです。

そういった状況なので、平成の文書がまだ保存文庫の中にある状況で、開発許可の関係なんかも取ってあるので、 だけ捨てるのはあり得ないという印象を持ちました。ですので、下のところは表現を変えたんですが、熱海市に引き継いでいないと言い切れないんじゃないかという印象を持ったので、2ポツ目で、「開発許可権限の移譲に伴い、熱

海市に引き継いだ可能性があるが、市に照会したところ、保存されていないとの回答を受けている」という言葉にここも変えました。

さっき実は熱海市の■■■■ともこの辺の話をしまして、確かに2人ともやっぱり分からんよねという話で、熱海市が本当に引き継いでいないのかどうか自信がない。ただ、私は見たことがないという言葉■■■■は言っています、本当のところ分からないので、こんな言葉に変えております。

3ポツ目のところは、前回とほぼ変わっていません。その辺の状況がちょっと分かったということで、あくまで状況をここに記しました。

○内藤総務局長

■■■■と話をされたという、その文書というのは、無許可開発の分のということ……。

○福田土地対策課長

そうですね。⑤区域の話をするためにかけたんですが、ここの話もしました。

○内藤総務局長

熱海土木の書庫には、当時の文書が結構保存されていたけど、■■■■の無許可開発の部分はないと。

○福田土地対策課長

ないです。箱に入っていないくて、今、裸なものですから、背表紙だけ見ていけば分かるんですけど、確かにないんですよ、■■■■関係。

○内藤総務局長

やはり、前の説明のとおり、完了したから、10年たったところで廃棄されているという。

○福田土地対策課長

という可能性もあります。あくまでそれは可能性。この前まで恐らくそうだったんだろうと思っていたんですが、どうもよく分からないなど。

○内藤総務局長

そうですね。

○福田土地対策課長

だったら、市に引き継いだというと、何となく分かりやすいんですけど、■■■■、熱海市のほうは引き継がれていないということです。

○内藤総務局長

ほかに残っている文書というのも、もうとっくに完了したようなところで。

○福田土地対策課長

完了もしているでしょうね、あれは恐らく。

○内藤総務局長

完了して10年たっても廃棄されない文書がある一方で、その[]だけは廃棄された。

○福田土地対策課長

平成7年頃の5年保存の文書が結構残っていました。

○内藤総務局長

それは、何でそうなっているのか聞いても、分からないですか。

○福田土地対策課長

立ち会ってくださったのが、まだ若い主査の方で。ちょうど都市計画課長がいなかったのので彼が立ち会ってくれたんですが、また捨てるようにしますとは言っていました。熱海土木の取り扱いは、ちょっと特殊でしたね。

ただ、私、山下班長もちょうど一緒に行ったんですけど、2人で見て、確かに[]の文書自体は見当たらない。これはしっかり確認しておきました。

○内藤総務局長

分かりました。

○福田土地対策課長

次に行きまして、10ページになります。聴き取り調査の結果のところですよ。最初に、無許可開発への対応2002というのがあり、その下に、20年前の土砂崩れのところになりますが、このところにDの55の文書も見ただよというのを入れたほうが良いという話をいただきまして、一番最後のポツのところ、「また、当該職員には、D55文書も含め、放置された倒木、伐採木に関して、事業者へ撤去・処分を指導した記憶はなかった」と、強引に突っ込んでいます。D55を見た、と入れたかったのですが、うまく入らなくて、こんな言葉になっています。

それから、次のページに行きまして、11ページ、開発許可権限の移譲に伴う熱海市への引継ぎの、聴き取りのところですが、こちらは委員長から御指摘を受けたところです。今の文書の引継ぎとか完了の話につながるんですが、3ポツ目、「なお、⑤区域に関する[]の[]の開発許可関係文書は、市に引き継がれている」、そのままにしてあります。

といいますのも、これも、[]から聞いたんですが、やはり[]は引き継がれ

ている記憶があると言っています。この前もちょっとここで申し上げたと思いますが、完了が3月24日と、本当にぎりぎりでした。完了公告を出す手続を市でやったそうなんです。ですから、完了に関する手続で市がやる部分が残っていたから、自分たちは文書をもったんじゃないかなということ、ちょっと分からないけどねという注釈つきで聞いています。でも、説得力のある話なので、きっとそうだったんだろうと思います。

そこから何年か分からないんですが、市のほうでは廃棄していると。本当は一番見たいのは、■■■■の平成14年12月26日の開発許可申請書なのですが、この辺も引き継がれたけれども捨てているということで、やはりない状況です。ですので、こちらの文章はそのままにしたいと思います。

次のページに行ってくださいまして、12ページです。4番の事実関係を踏まえた論点に対する考察のところの(1)になりますが、一番最初、確認・判明した事実関係のところに、私、この時系列を表で入れてありましたが、清水さんのほうから、ここは表ではなくということだったので、こんな形にしたんですが、どうですか、清水さん。

○清水総務局参事

自分のイメージは、文章で入れるイメージで……。

○福田土地対策課長

恐らくそうなのかなと思っていたんですが、3番にそうやって書いてあるよねと思って、そのまま。

○清水総務局参事

そう。それぞれの事項の、うまく言えないんですけど、これをそのままこっちに持ってくるという話じゃなくて、概要みたいな感じでまとめるような、そんなイメージで……。

○福田土地対策課長

やっぱりそうですか。

○清水総務局参事

ちょっとどこを拾うかというのはあるかなと思うんですけど。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。あくまでここに書いているのは、■■■■の是正措置に対する県の手続、対応なものですから、書くのはこのぐらいなんですが、もうちょっと文章にしたほうがいいということですね。

○清水総務局参事

この前言ったときはそんなイメージでいたんですが、自分も言った手前、考えてみます。

○福田土地対策課長

ここはまた直します。

それから、最後のポツになりますが、こちらのところ、ちょっとこれも括弧書きで入れたんですが、「完了届を受理し、完了検査を実施し、計画通りの施設であることを確認した」と言い切り方で書いているので、これは確実な話じゃなくて職員から聞いた話、というのを書いたほうがいいということで、括弧で「職員聴き取り調査」と入れてあります。

それから、13 ページに行っていたきまして、一番最初の部分、もともと都計法の 33 条 1 項のところを丸々載せていましたが、そんなに載せる必要はないんじゃないかという御意見をいただきまして、前段を省いてしまうと、ちょっとこれ、訳の分からない文章になるものですから、そのまま 12 号を抜粋して、33 条 1 項第 12 号として、ここに載せています。

それから、次のページに行っていたきまして、14 ページですね。こちらについて御指摘を受けたのは、確認・判明した事実関係の中の 3 ポツ目になりますが、廃棄物の関係については、D の 47、D の 58 の中で、聴き取りというか、■■■■と、熱海土木との協議記録の中に話が出てきているので、それを読んだほうがいいというお話をいただきまして、確かに D の 47 の中で、■■■■のほうで御殿場の業者に伐採木の処分について頼んだと言っています。頼んで処理した、その資料を提出する、ということまで D の 47 に書いてありまして、ただ、D の 58、10 日ぐらいたっているのかな、この間が。その間に特に提出されなかったということで、D の 58 の中では、その資料は提出されなかったという書き方がされています。それをここに入れました。

取りあえず都計法の修正を加えたところは以上です。

申し訳ございません。委員長ご指示の区域図は、まだできていません。ここでおわびしておきます。

○内藤総務局長

最後のページは変わっていない感じですか。

○福田土地対策課長

最後のページは変わっていないですね。変わったというと、本当に 1 ポツ目が丸ごとごっそり抜けている。これで見ても、ちょっと分かりません。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、自分がちょっと付け加えるところをまだ言ってなかったですね。

○福田土地対策課長

そう。いや、頼まないといけなかったんですけど、ちょっと頼み忘れていましたので。

○内藤総務局長

それでは、今の御説明に関して何かありますでしょうか。
清水さん。

○清水総務局参事

ちょっといいですか。今から言うものは、前回提出していただいたものを見ながら書いたところもあるので、今日頂いたもので修正されているところがあるかもしれないですが、今日頂いたものだと……。これ、ページが変わっているな。

○福田土地対策課長

番号で言っていたら。

○清水総務局参事

ごめんなさい。ページで行かなくちゃ。ちょっと待ってください。
事実関係を確認するための公文書の……。

○福田土地対策課長

6ページですね。

○清水総務局参事

そうですね。6ページで、公表中の文書の状況となっているんですが、公表している公文書の内容に、現存する公文書の状況という形だと、どうですかね。あくまでも庁内検証委員会で確認した公文書という位置づけで説明するのであれば、公表云々というのはあまり関係ないのかなとちょっと思ったものですから、そこはどうでしょう。

○福田土地対策課長

全然問題ないと思います。別にホームページで公表中のという意味で書いてしまったものですから、保存している……。

○清水総務局参事

なので、この公表中の部分というのが、検証の中身として要るか要らないかというところにも関わってきてしまうかもしれないんですけど。

○福田土地対策課長

確かに公表は関係ないですもんね、保存で。

○清水総務局参事

次が、ちょっと細かい話ばかりで恐縮なんですけど、「埋められてしまう可能性がある」。

今日のでいくと、論点の（3）なので、14 ページ。

確認・判明した事実の1 ポツ目で、措置命令発出後の無許可開発区域の状況となっておりますが、ここは、○年○月に無許可開発区域の現地を確認した際の復命書からは、とかそんな感じでもいいのかなと思ったんですが。

○福田土地対策課長

そうなんですね。日を書こうにも、D64 の日が分からないのと、あと、D55 とD64 をまとめて書いてしまっている関係で、こんなずるい書き方をしているんですが、D55、たしか3月十何日だったかな。日が分かるんですけど、たしか、D64 のほうが5月12日撮影という画像はついているけれど、実際の記録がないので、いつ行ったのか分からない。いつの状況か分からない。

○清水総務局参事

「等からは」でもいいかもしれない。もしそういう表記をするのであればですが。

あと、同じところの3 ポツ目で、今日のものと御殿場の業者の関係を追記していただいています。熱海土木が伐採木の処理状況を気にしていたという、その辺も入れたほうがいいんじゃないかなと思って、単にマニフェストの提出がなかったというだけだと、熱海土木が気にしていたかどうか分からないものですから、このDの……。

○福田土地対策課長

47 とか 58……。

○清水総務局参事

58 の中で、たしか伐採木がどうなっているか気になりますね、というようなやり取りがあって、気にしていたのでマニフェストの提出を求めたが提出はなかった、みたいな。熱海土木が気にしていたというのは、事実関係としては大事かなと思ったものですから。

○福田土地対策課長

では、3 ポツ目とそことつないで入れますか。

○清水総務局参事

その次のポツの、熱海保健所に通報し相談していたというところは、ほかの廃棄物について相談していたという事実があるので、伐採木についても同じように扱っていたんじゃないかというところを持ってくるために事実として入れられていると思うんですが、聞き取り調査の結果のところにも、その関係を書いたほうがいいのかなと思って。ここでいきなり出てきた気がしたので、そちらの聞き取り調査のほうに、聞き取った内容をもうちょっと厚く書いてあげれば……。たしかこれ、埋めようとしていたので、ちょっと待てよとって、出させて、道路にフレコンバッグとかが並んでいる、その辺りのことを……。

○福田土地対策課長
車もありますからね。

○清水総務局参事
あと、14ページの事実関係の5ポツ目なんですけど、また指導した内容がぼつぼつぼつって書いてあるんですけど、これも一文で書き表してもいいかもしれないなと思ったもの
ですから。

○福田土地対策課長
いいですか。

○清水総務局参事
こんなイメージはどうですか、というものがあるので、また後で。例えば、県では盛土の施工に当たり、樹木等の有機物が混入しないよう留意することを許可条件に盛り込んでおり、また、2003年2月、3月の■■■■との協議においても、樹木を除去しないで云々かんぬん、盛土地盤に擁壁云々かんぬんなど、再三にわたり盛土内に樹木を混入させないように指導してきた、と、まとめてもいいのかな。

○福田土地対策課長
分かりました。

○清水総務局参事
こういう感じで細かい話がつらつらあるんですけど、いいですか。

○内藤総務局長
どうぞ。

○清水総務局参事
次に、今日の15ページの1ポツ目で、熱海土木が樹木の処理を気にしていた記録があるので、1ポツ目のところは、それを踏まえた考察にしたほうがいいのかと思って。Dの58の公文書で処理状況を確認している樹木がどこに存在していた樹木なのか分からないけれど。あと、処理状況とかを記憶している職員はいない状況ですが、当時の熱海土木ではマニフェストの提出を求めるなど、■■■■の開発行為に伴い発生した樹木の処理状況を留意していたことがうかがえる。

あと、これはさきほどの⑤区域の廃棄物の埋立てを阻止し、当時の熱海保健所に情報共有し、処理を相談していたとの聴取結果もある。

これらのことを踏まえると、最終的にこれらの樹木がどのように処理されたかまでは判

然としないが、熱海土木においては、樹木の適正な処理について■■■■に指導し、また、熱海保健所に情報共有するなど連携して対応していたことが推測される、とか、熱海土木もやっていたんだよというところを、こちらにも書いてあるんですが、もうちょっと熱海土木が気にしていたところを厚めにしたほうがいいのかなど。

あと、考察の2つ目は、どういう意味合いで捉えればいいのか。■■■■が直ちに除去すべきだったと考えると締めくくられているんですが、県の行政対応と考えたときに、考察としてどのように捉えればいいのか。県は指導等を行っていたので、本来は事業者が指導に従ってきちんと処理すべきものである、県としてはやることはやっていた、ということを行わんとしているということですか。

○福田土地対策課長

そうですね。結論だけ言ってしまっていて、確かに何が言いたいのか分からないですね、これだと。

○清水総務局参事

次に、(4) - 1と(4) - 2なんですが、前回のものだと、この(4) - 1と(4) - 2をばらすのは難しいというお話があって、前回、委員長のほうから、「ばらせないですか」という問いがあったときに、「ちょっと難しいです」というお話があったんですが、やはりばらしたほうが見やすいかもしれないと思って……。

○福田土地対策課長

おっしゃるとおりなんですよね。結局、事実関係も考察も一緒のようなものが並んでしまうので。

○清水総務局参事

確かにその面はあるんですが、例えば、(4) - 1のほうは、■■■■から申請書を受理したという事実と、あと、■■■■と■■■■の関係性のくだりを入れたり、補正の関係を入れたり、あとは熱海市に引き継いだというところを入れて、そこまでにとどめて考察を入れつつ、(4) - 2のほうについては、例えば、1ポツ目に、2006年の3月に提出された開発許可申請書については、申請に必要な書類は添付されていて、記載が必要な事項についても漏れはない、という現時点において形式的な審査をした内容と、あとは、2ポツ目に、実質的な審査というところで、開発許可申請の内容を、今の時点について見てみると、幾つ審査事項があるか不明ですが、○○については○○の内容で、□□については□□の内容で、許可基準を満たすものであった、というような事実を書いて、それを踏まえて考察をすることもいいのかなど。審査等は適切であったかというところを捉えると、許可申請書の内容を今の目を見て、それが適切であれば、当時の審査も適切だったと考えられるみたいな、そういう結び方もあるかなと思ってですね。

○福田土地対策課長

分かりました。やれと言われれば……。

○清水総務局参事

なので、今、言ったものは紙にまとめたものがあるので、後で共有させていただいて、また御検討いただけたらと。

○福田土地対策課長

やります。

○清水総務局参事

それとあと、補正の事実が分かる文書みたいなものが多分あるのではないかと思うんですが。68 項目の補正をした、ってあったじゃないですか。

○福田土地対策課長

あります。

○清水総務局参事

ただ、公文書上、確認したことがなかったんで、場合によっては、公文書……。

○福田土地対策課長

開発許可申請書の中にそのままついています。

○清水総務局参事

その中に入っているんですね。では、それをちゃんと見ればいいんだ。なので、3のほうの事実関係にもそれを入れたほうがいいと思って。今、多分、入っていない……。

○福田土地対策課長

ないです。

○清水総務局参事

ですよ。

○福田土地対策課長

これを、では、3のほうにも。

○清水総務局参事

あと、最後、再発防止に向けた対策のところ、1 ポツ目は個別の対応なので、ここに

は……。

○福田土地対策課長
取っちゃいました。

○清水総務局参事
そうですね。

2ポツ目というか、今日頂いたものの1ポツ目で、開発許可制度の理解を深める、あと、連携の必要性を認識させるという表現があるんですが、もし今やられている内容だとすれば、理解を深めるためにこういうことをやっている、連携の必要性を認識させるためにこういうことをやっているような、何か具体的な例示が入れられるのであれば、それも入れたほうが分かりがいいのではないかと思います。

あと、3ポツ目のところで、これは、熱海市の■■■■に聴き取り調査したときの聴き取りの内容が印象に残っているからというところがありますが、熱海の■■■■から聴き取った内容をそのまま捉えてしまうと、気軽に相談できる窓口があったように聞こえなかったので、「引き続き」というところがちょっと気になって。ただ、そこは既にあったが、ハードルを高くしてしまって聞けなかった、という感じなんですかね。

○福田土地対策課長
そうですね。体制が変わったことによってということですね。

○清水総務局参事
ちょっと引いちゃったというか、それがあったので、引き続きというところがちょっと気になっただけなんです。

○福田土地対策課長
前から言っているとおり、意外と市町からの質問の件数や電話の件数は多いので、うちって意外と気軽に皆さん相談してくださるのだなという認識を持っていました。

○清水総務局参事
逆に言うと、ここには今の状況も書いてもいいのかもしれないですね。現時点においても、開発許可制度について市町から相談はあるけど、という。

○福田土地対策課長
そうですね。では、書きます。

○清水総務局参事
あと、今日の3ポツ目の、課題等を市町から吸い上げる機会を設けているので

すが、吸い上げるだけでとどまってしまうような気がしたので、吸い上げたものについてどうするかというところ、例えば、課題等の解決に向けて市町と一緒に考えていくとか、あとは、課題等の解決策や窓口に寄せられた相談の回答について市町と共有するとか、そういったところがもし書けるようであれば書いてもいいのかなという。

○福田土地対策課長

はい。分かりました。

○清水総務局参事

あと、一番最後の、この公文書の関係というのは、この間、ここに残すことにしたんですって。

○福田土地対策課長

特にコメントが、ここに関しては。

○内藤総務局長

公文書については、廃棄したということは別に悪いわけじゃないので、ルールにのっとって廃棄されてその結果ないのだったら、それは別に問題ないのではないかと、いうのを前言った気がしたんですが。確かにそれが支障になったというのは、残るべきものが残っていないなら駄目なんですけど、完了して10年たったから廃棄したということであれば、別にそれはそれで問題ないかもしれないですよ。そこがどうだったかですね。

○福田土地対策課長

そうなんです。結局、恐らくこのまま分からないような気がする。

これ、どっちかというと、望月課長からこの公文書の電子化という話をいただいていて、その辺を、ちょっと入れ方があれだったんですけど、こんな文章で入れたんですけど。

○内藤総務局長

取りあえず一旦残しておきますか。

○福田土地対策課長

そうですね。取る時は取れますので。

○内藤総務局長

6ページのところなんですけど、D244というのは、結局、あれだけ残っているんですね。黒い家のところですよ。

○福田土地対策課長

宅造の関係ですよ。

○内藤総務局長

あれというのは、何か指導しているんですか。

○福田土地対策課長

宅造法の何条だったかちょっと忘れちゃったけど、法に基づく報告書の提出を求めて、その後がよく分からない。

○内藤総務局長

その後、一切残っていないですよ。それもよく分からないんですよ。

○福田土地対策課長

そう。そこだけ途切れて。

○内藤総務局長

これは2006年3月28だから、その後、熱海市に引き継がれたと。

○福田土地対策課長

そうですね。宅造法後。

○内藤総務局長

だからないと。

○福田土地対策課長

その可能性は確かにあるかな。

すみません。いかげんなことを言ったかもしれません。宅造法がそのタイミングで引き継がれたかどうか。

○清水総務局参事

権限移譲は同じタイミングでされていたんですよ。

○福田土地対策課長

されていなかったか。

○清水総務局参事

たしか同じタイミングだったと思います。

○内藤総務局長

これって、だから、権限移譲の直前なんですよ。このD244のこの日付は。

○福田土地対策課長

そうですね。宅造法18条か。

○内藤総務局長

多分、でも、あの家は結局今建っているわけで、ということは問題なかったということですかね。そこがちょっとよく分からないんですけど。

○福田土地対策課長

書き方がよく分からないんですよ。法違反があるのかないのかが、ちょっといまいち書き方が分からなくて。

○内藤総務局長

それって、建築安全の人に聞けば分かるんですか。

○福田土地対策課長

分かるかもしれません。

○望月盛土対策課長

宅造法の開発面積が500(平方メートル)以上を超えると許可が要るんですよ。恐らくそれを取っていなかったとか、そういうことで……。

○福田土地対策課長

500か。500だと、ここに載っているのかな。でも、900平米あるので超えていますね、たしかに。

○清水総務局参事

たしかDの247は、宅地にするという話はなかったから、宅造法の許可はしなかったけど、こんなことになってしまった、というようなことが書いてあったような。

○福田土地対策課長

開発許可には引っかけからず、という書き方がされて、熱海市のまちづくり条例の対象にもならない。誰も取り締まる人間がない、みたいな。

これの読み方を、ちょっと建築安全で聞いてみます。

○内藤総務局長

行政対応はどうだったのかという。

これは許可が必要なのに、それを取っていなかったと。

○福田土地対策課長

それでは法違反ですよ。書いていないですよ。

○内藤総務局長

でも、結果として、今、家が建っていますよね。どこかで何か、市に引き継がれた後で市がちゃんと許可を出させて、申請を出させて、許可をしたのか。

○福田土地対策課長

遡りでやっているのか、違反建築物としているのか。

○内藤総務局長

これは開発許可とは違うということですか。

○福田土地対策課長

違いますね。開発許可の基準って3,000平米なものですから、これは引っかかってこないですよ、ここだけだと。

○内藤総務局長

住宅の……。

○福田土地対策課長

1区画なので。

○内藤総務局長

建築安全にもう一度確認していただいて、文章を聞いてみて、どう取り扱われたのかという。

そのほかは何かよろしいですか。

望月さん。

○望月盛土対策課長

谷地形に倒木されて、それを埋めたという話ですが、最終的に保健所に通報して、可能性が高い云々って書いてあるんですが、そうすると、当然土木としては言っているということなんですが、その後どうなのかという話になる。ここの書き方が。

全然何もやっていないよという単純な話か、保健所に問題がないから却下された、それはちょっとどうなのかなど。保健所として何かしらやっているというところまで押さえな

いと問題じゃないかなと思うんですけどね。それが残っているかどうかぐらいは、確認しておいたほうがいいんじゃないですか。

○福田土地対策課長

そうですね。保健所はそういう記録を結構取っておりますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

いや、ないと思います。大体一応、当時ので確認はしたんですが、文書自体はない。

あとは、今回のって源頭部のところの事案で、そこに置いてあるものということで記録がスタートしているものですから、通常のものである通報や指導だったとすると、一般的な通報で対処事案ということで、そのまま終わっている可能性はあるかなど。記録自体はないものですから。

○福田土地対策課長

だから、あったのかなかったのか分からないということですよ。

○内藤総務局長

その対処事案というのは、当時としてはあったんですよ、記録は。

○片山廃棄物リサイクル課長

あったんじゃないかと思います。通報記録ってあるので。

○内藤総務局長

そういうのは、保存期間はあるんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

何かと関連性があれば取ってあることもあるんですが、それ単独だけだと……。

○内藤総務局長

ただ通報があったよって。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

通常の5年とか、そのぐらいで廃棄される可能性はある。

○片山廃棄物リサイクル課長

なので、上に野積みされたものというのは、この日金町からのこっちの続きでってずっと来ているので、この一帯の文書でずっと残っているんですけど、こっちの離れた事案なので、その関連性、まして■■■■とか、■■■■のところ、いやいや、悪いことを

やっていて、結構、指導していたということであれば、ずっと残っている可能性はあるんですけど、今のところそういった文書はないものですから。

○福田土地対策課長

そうか。特に■■■■■■関係の文書ってないんですね、保健所には。

○片山廃棄物リサイクル課長

その辺りが残っていると聞いたことはない。

○福田土地対策課長

いろいろしていたけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

なので、むしろ過去からの、日金町の解体现場からのつながりでは多いんですが、こちらの開発行為がされていたほうのつながりでいったときには、残っていたのは、A工区とかB工区って言われているところですよ。

○福田土地対策課長

そうですね。A、Bプラス、Cの間というか。期間も短いですからね、たしかに。

その辺、恐らく調べたけれども分からないということになるとは思います。入れます。

○望月盛土対策課長

それとあと、この前もお話ししましたように、谷地形に土を入れたという話で、結局分からないということを書いておいたほうがいいんじゃないですかね。

○清水総務局参事

⑤区域に。

○望月盛土対策課長

当然、ここもそうですよね。

○福田土地対策課長

入れるのは、この(3)のところですよ。じゃなくて。

○望月盛土対策課長

A、B工区、谷地形。

○福田土地対策課長

A、B工区ですか。沢を埋めた話ではなくて。それはこの話とは離れてしまうけど……。

○清水総務局参事

この中のどこかで触れる。書いておくという。

○内藤総務局長

どこかで触れなきゃなんですよ。

○清水総務局参事

うまく絡められなければ、1個起こしたっていいという。

○望月盛土対策課長

それだけの情報はない。

○福田土地対策課長

分からないので、これも結局。

○内藤総務局長

そうだ。A、B工区の許可を出した、審査した人って、誰なのか。

○福田土地対策課長

■■■■には電話してあります。電話してありますって、今、言い方で何となく分かったと思いますけど、やはりあまり覚えていない。

ただ、沢を埋めたとか、排水管を埋めたとか、その辺の話を何となく言ったら、ああ、そうだねという反応をしていたので、まるっきり覚えていないわけじゃないみたいですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

■■■■が全部チェックしているんですか。

○福田土地対策課長

と思います。技術担当なので、当然やっているはずですよ。

○内藤総務局長

完了の検査というのは。

○福田土地対策課長

完了は、当時、■■■■と■■■■と、■■■■も一緒に行ったと言っていました。大体■■■■の無許可開発のほうもそうですが、完了検査はみんなで行っていました、と

という言い方を■■■■がしていて。

○内藤総務局長

■■■■は一番話を覚えているのかな。

○福田土地対策課長

覚えていますね、やっぱり。

○内藤総務局長

■■■■という人は何も覚えていない。

○福田土地対策課長

タイプがありますよね、その辺は。

○内藤総務局長

じゃ、■■■■に聴きに行くとしたら24日か。

○福田土地対策課長

■■■■には言ってあります。今度、来てもらうのは申し訳ないので、聴きに行きますからと。

○内藤総務局長

■■■■という人は今どこにいるんですたっけ。

○福田土地対策課長

■■■■。

○内藤総務局長

福田さんの後任ということですか。

○福田土地対策課長

違う。私は事務で、向こうは技術ですから。■■■■は技監です。

○清水総務局参事

場合によってはリモートでやるということも、この間ちょっと局長のほうにお伝えしたんですけど、森林のほうも第3の盛土の関係で、追加で聴取をしたい内容があるということで、ただ、■■■■……。

○大川井森林保全課長

■■■■の職員になっちゃうので。

○清水総務局参事

また来て下さいという話だと、またあれなんで、場合によっては日を合わせて、リモートで。

○内藤総務局長

いいんじゃないですか。分かりました。

ほかに何かありますでしょうか。

大川井さん。

○大川井森林保全課長

確認なんですけど、10ページの聴き取り調査の結果の真ん中の、20年前の土砂崩れの内容の一番下のポツなんですけど、文章の書き方だけだと思うんですけども、「また、当該職員には、D55文書も含め、放置された倒木、伐採木に関して、事業者に撤去・処分を指導した記憶はなかった」と書いてあって、前回の資料から「D55文書も含め」というのが足されたんですが、この部分は、D55文書の存在も含めという。

○福田土地対策課長

D55文書の中には、倒木、伐採木が写っている画像があって、その辺のことをここに、区域というか、その事実というか。ちょっと言葉が足りないですね、確かに。

○大川井森林保全課長

そうですね。D55文書に書いてある記載の内容を含めて……。

○福田土地対策課長

そうですね。記載の内容とか区域とか、そういう書き方のほうがいいですね。分かりました。ちょっと足します。

○内藤総務局長

都市計画法、まだもう少し書き加えたり、あと、清水さんのほうからいろいろ意見が出たものについては、清水さんからちょっと提案してもらえる部分もあるということでもいいですかね。

○清水総務局参事

今日お伝えした内容を書いたものは、またちゃんと共有させていただきます。

○内藤総務局長

あと、無許可開発の場所の、それもまたできたところでお願ひします。

○福田土地対策課長

ちょっと止まってしまいまして、申し訳ございません。

○内藤総務局長

では、都市計画法は一旦これで終わって、また後日やることにして、次は廃棄物処理法ですね。資料がありますので、まず、片山課長から御説明をお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物リサイクル法については、前回の第13回のときに資料はお渡ししてありますが、その中の4番のところ、事実関係を踏まえた論点と考察ということで、全体的には1番から5番までの考察を踏まえた再発防止に向けた対策まで一応出したんですが、まとめ方がほかの提出いただいたものちょっと違って、なりを直した部分がございます。

それから、書き方についても、それぞれの論点に対応して考察を書くというところで、合わせて、今回、廃棄物リサイクル課の見解を四角の点線で入れさせていただきました。

ですので、書き方を直したところと、あと、質問を受けていたところ、それから、廃棄物リサイクル課の見解ということで一通り資料を直したので、併せて説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますが、(1)の前というのは、先ほど申したとおり、4番ということで、事実関係を踏まえた論点と考察になります。(1)といたしまして、解体工事現場の廃棄物の排出事業者を特定するための調査及び当該調査結果の取扱い等は適当であったかということに対する整理でございます。

順番としては、中段くらいに確認・判明した事実ということがあって、それで考察に入っていくわけでございますが、前回、委員の中から質問として、矢印のところですが、源頭部北西側区域に搬入された廃棄物の適正処理の観点で考えた場合、排出事業者を特定する意味はどこにあるのか。それから、廃棄物の運搬者である[]をターゲットにすれば事は足りたのではないか。それから、[]は産業廃棄物を合法的に運搬できる者なのかという御質問がございましたので、それに対して、その下ですが、廃棄物リサイクル課の見解ということで書かせていただきました。

不法投棄や産業廃棄物の不適正処分など、違法性が疑われる場合における一般的な対応として、まず、その行為を行った個人等の指導を行うこととなります。行政指導によりましても状況が改善しない場合には、排出事業者の処理責任を負う事業者に対して、随時、報告徴収を求めるなど、一定の要件の下に、排出事業者の状況の改善や原状回復を指導することがあります。そのため、県は、源頭部北西側区域に搬入された廃棄物が、処理責任が不明になりがちな建設系の産業廃棄物であり、これらが放置されている状況に鑑み、早期に排出事業者を特定し、その事実関係から、排出事業者の処理責任を根拠に事業者の指

導するという意味があると判断していたものであります。

また、■■■■■■■■■■は産業廃棄物の収集運搬業の許可を有しておりませんが、仮に■■■■■■■■■■自ら排出した産業廃棄物を運搬したとしても、自社の廃棄物の運搬には許可は不要でありまして、本事案に関して廃棄物を運搬した者が■■■■■■■■■■であるという証拠もなかったということでございます。こうした見解であります。

それから、次に確認・判明した事実関係を記述したわけでございますけれども、その中で3つ目のポツの下ですが、矢印で、何を根拠に■■■■■■■■■■に産業廃棄物処理計画の提出を求めたのか。それから、なぜ、■■■■■■■■■■を指導できるのか。法律上、■■■■■■■■■■に何らかの責任を負うことが可能だから指導しているのではないかという質問がございました。

これに対する見解ですが、これにつきましては、四角の中ですが、■■■■■■■■■■は自己の土地へ廃棄物を仮置きしたという主張をしたため、県の推認を裏づける書証がなければ、現場における清潔保持を促しながら、原状回復を図るしかないと判断して、当該土地を管理する■■■■■■■■■■に処理計画書の提出を求めたものであります。その場合、■■■■■■■■■■への対応は、当該土地の管理者に対して土地の保持義務の履行を求めるものでしかなく、土地の管理者が作成する処理計画自体に法的義務はないと。

また、当該がれき類の保管行為に関し、土地の管理者であった■■■■■■■■■■の指示によるものなのか、関与の度合いについてもその裏づけるものがなく、全容把握に至らなかったということであります。

それから、4つポツを下に行ってもらって、質問がございました件は、ここで18条報告の内容に疑義があることを理由にということ、この疑義について具体的な内容を書けるのかということでございますが、これにつきましては、四角に書いてあるとおり、県は熱海市日金町の土地・家屋の権利関係や工事の請負関係について報告を受けたが、廃棄物処理法に照らして、■■■■■■■■■■が実質的な工事主体である、あるいは元請なのかということが判断できなかったため、平成22年3月に専門機関に相談しているということで、こうした疑義がございました。

それから、その下のポツのところでございますが、今度は措置命令に関して、発出を前提にということ、措置命令の対象者の特定ができていないのに、なぜ■■■■■■■■■■に産業廃棄物の処理計画書を出させることができるのか。指導の先に命令があるとするのであれば、指導さえもできないのではないか。指導を行ったのは、指導を行うに足る法律上の根拠があるのではないかという質問をいただきました。

これにつきましてはの見解ですが、■■■■■■■■■■は自己の土地へ廃棄物の仮置きを主張したため、県の推認を裏づける書証がなければ、現場における清潔保持義務を促しながら、原状回復を図るしかないと判断して、当該土地を管理する■■■■■■■■■■に計画書の提出を求めたものであります。その場合、■■■■■■■■■■への対応は当該土地の管理者に対して清潔保持義務の履行を求めるものでしかなく、土地の管理者が作成する処理計画自体に法的義務はないということでございます。

当該がれき類等の保管行為に関し、土地の管理者であった■■■■■■■■■■の指示による

ものなのか、関与の度合いについても裏づけがなく、全容把握に至らなかったという見解でございます。

それから、一番下のところでございますが、ここに廃棄物処理法に基づく、不適切に野積みされた産業廃棄物への一般的な対応を記載したらどうかということ、それから、野積みされた産業廃棄物の解消に向け、誰をターゲットにして、指導、命令を行うのか。ターゲットをどのようにして特定するかなどといったことを書いたらどうだということがございましたので、この中に、ここについての記載を事実関係の整理の中に入れさせていただきます。

具体的には、少し戻りますが、3ページの上のほうでございます。まず1ポツ目、同年3月ということで、県は■■■■が主張する自社利用のための仮置きの本張の真偽を確かめるため18条報告を求めたということで、少し文章を加えております。

それから、3つ下でございますが、2013年1月ということで、ここも、「県は当事者である■■■や■■■■の供述に加え、報告徴収を行う対象を重機作業員や源頭部で残土処分を行った事業者にも広げ」という文章をここに付け加えております。

それから、その下でございますが、「5月、県は■■■から、解体工事の発注者は■■■■、元請業者は■■■■、下請業者は■■■■の工事部である旨の報告を受けた」。その後ですが、「その結果、工事の元請は■■■■であると推認され、委託基準に違反して許可のない者ががれき類等を収集・運搬させ、これを山積みにして放置する不適正な保管行為であると推認された。一方、産業廃棄物の処分に係る契約書などの文書は確認できず、■■■■が主張する“自社利用のための仮置き”“■■■は■■■■の社員”であることを否定する事実を見いだせなかった」ということで、ここに記述をいたしました。

それから、次のページでございますが、こちらに環境省の行政処分の指針ということで、抜粋のほうを四角で囲わせていただいて記述を加えました。こういったことが必要だということでございます。行政処分の指針に沿って、事実認定をするに当たっては、こういったことが記載されているということでございます。

それから、考察に、5ページに行きまして、一般的な対応と比較して、当時の対応が妥当であったかどうかの考察ということで書いたらどうだということでございましたので、こちらにつきましても、考察といたしましては、「源頭部北西側区域に山積みされたがれき類等は、その性状から熱海市日金町における解体工事現場から生じたものであると推測された。そのため、県は関係者から任意に聴き取りを行って指導対象者を特定するための調査をしており、その対応は適切であると考えられる。特に多重下請構造である建設工事にあつて、解体工事現場から排出される廃棄物の処理責任が曖昧になるケースがあることから、廃棄物処理法に基づいて18条報告を徴収することで事案の全容を把握し、がれき類等の排出事業者を特定することに努めた対応は、一般的な対応と言える」という考察にしてまとめております。

それから、考察に当たっての視点ということで御質問があつた件でございますが、北西側区域に搬入された産業廃棄物の解消を考えるのであれば、排出事業者の特定にこだわる

必要はなかったのではないか。産業廃棄物処理計画を提出した[]に処理計画の履行を指導し、指導に従わない場合は、措置命令を発出すればよかつたのではないか。そのために処理計画を提出させたのではないかということでございますが、こちらにつきましても、ここに書いた見解のとおり、源頭部北西側区域に山積みになっている廃棄物の性状から、県の指導は当時、熱海市日金町のがれき類等の処分を優先させるべく、解体工事現場から排出される廃棄物の責任の所在が誰にあるのか事実関係を調査し、排出事業者の特定に力点を置いて指導を行っていたものであります。

土地所有者であった[]の産業廃棄物処理計画は法令に基づくものではないので、同計画の履行の指導に従わないとしても、これを理由に措置命令は発出できないという見解でございます。

それから、次のところに質問が書いてございますが、当時の18条報告において、[]も含め関係3社が排出事業者は[]である旨を報告しているのに、その報告を真実として取り扱わないのはなぜか。法律に基づく罰則付きの報告であることから、その報告内容は根拠のある証拠となり得るのではないか。その取扱いについて、法律相談をする余地があったのではないか、についてですが、一般的に18条報告は違反行為の疑いのある者に求めるケースが多く、単に報告を求めた者が記述しただけで事実関係の真偽を認定できるものではない。そのため、県は、報告を求める者に対し、報告する内容に関して書証を併せて提出するよう求めるが、関係3社から書証となるものが提出されなかったことから、報告された内容が事実であることを認定できなかったためと考えられます。

なお、こうした考え方は従前から、18条報告を求めるに当たって顧問弁護士からも助言を得ているものでございます。

次に、財団法人日本環境センターへ相談した結果をなぜ採用しなかったのか。書証書類が必要との相談結果であったが、廃棄物の不適正処理事案について、契約書等の書証書類を求めていたら、悪質な業者への対応が困難になってしまうのではないか。上記の18条報告の件と合わせて法律相談する余地があったのではないかということについての質問でございますが、財団法人日本環境衛生センターへの相談内容は、県の調査手法などに対する助言であります。助言は参考であり、助言の内容をもって事実認定することはできない。一般的な対応として、事実認定は違反行為の事実を客観的に認定するため、行政処分に必要な要件に照らして関係者の18条報告や録取記録などを基に、事実関係を書証で裏づけるという精緻な作業を行っています。

こうした作業は、悪質事案であればあるほど、書証等の真偽を判断することが難しいことから、帳簿その他の書類などから資金の流れを追うことが必要になるものであり、この作業はひとえに裁判になっても揺らぐことがない違反事実を認定するためであり、確固たる事実に基づいて行政処分を行うことにある。つまり、悪質事案であればあるほど手が複雑かつ巧妙になることから、県の調査は事細かになり、事実関係を認定するための時間と労力が必要にあると言えると考えております。

それから、当初の18条報告ですが、2009年12月から関係3社からなされたのに、その

報告の評価が半年後の2010年6月であり、かつ、報告には疑義（不明な点）があるとの評価であり、追加の18条報告を求めるとの方針であったのに、実際に追加の18条報告を求めたのは2011年3月であったということで、スピード感に欠ける対応であったと言わざるを得ない。もっとスピード感を持って対応していれば、所有権が移転される前に対応できたのではないかという御質問であります。

これに対する見解ですが、指導に当たった当時の職員は、現地を繰り返し調査しながら、関係者から聴取を行いまして、事実関係を調査していた記録が残されています。これから読み取れることは、源頭部北西側区域に置かれた廃棄物の性状等から、生活環境の保全上の支障はないと考えて熱海市日金町のがれき類等の解消に力点を置いたのであり、源頭部北西側区域における行政対応が、一般的な対応に比べて著しくスピード感に欠けていた対応とは言えない。

仮に、源頭部北西側区域への対応について内部の方針に基づいて源頭部北西側区域における指導を優先したとしても、生活環境の保全上の観点から熱海市日金町から断続的に産業廃棄物が持ち込まれることが予想されたのであって、源頭部北西側区域に持ち込まれる廃棄物処理がスピード感を持って対応し、事案が解消できたとは考えにくいと考えています。

あとは、13ページの下、(4)の1個上でございますが、ポツがありまして、括弧書きで、 と との間の土地売買の契約の関係から、 は廃棄物を自己の責任により処理することの必要性を認識していたと捉え、これを材料として へのアプローチを検討する余地もあったのではないかと考える
と書いたんですが、少なくとも法律相談をかけてもよかったのではないかという意見に対して、その見解ですが、結果から判断すれば、 への対応や法律相談をすることもあり得たと言えるが、源頭部北西側区域の所有権が に移転し、 本人から残置された廃棄物を撤去する旨の誓約文書が提出されたため、県は当時、 による撤去が現実的かつ速やかな事実の解決であるとも考え、 に対する指導から、 への撤去要請を進めることに力点を置いたと考えております。

取りあえずいただいた質問に対する答えということで、重複する見解はちょっと省略をさせていただいたりしておりますが、見解はそこに書かせていただいたところで、重複なんかも踏まえて、一応見解を整理したところでございます。

○内藤総務局長

ありがとうございます。

これは、またどこかに溶け込ませるのかな。考察に含むような感じがするんだけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

考察のほうに基本的に消えていくので。

○内藤総務局長

取りあえず質問に答えたというわけですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

それか、入れ込んでいくような形でまとめたほうが……。

○内藤総務局長

結局、そういう疑問が出たから、書いてくれたので。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっと重複しているところもあるので、整理の仕方を考えないといけないんですが。

○内藤総務局長

では、今の御説明に関して御質問がありましたら、お願いします。

○清水総務局参事

いっぱいあるんですけど。

○内藤総務局長

では、4時半にもう一度、一旦ここで休憩ということでよろしいでしょうか。4時半にまたこちらにお願いします。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは、会議を再開します。

時間が相当遅くなってしまったので、廃棄物処理法についてはかなりボリュームもあるということで、一旦ここで切って、皆さんに読んでいただいて、次回の会議のときにまた議論していきたいと思います。

今日、土採取等規制条例までやって終わりにしたいと思いますので、そちらのほうの説明を福田課長からお願いします。

○福田土地対策課長

土採取条例に関しまして、皆さんからいただいている御意見といたしますか、トーンとしましては、もともと一部の市町での条例の上乗せ条例、そういったものでいうところに対して、県全体で運用すべきではなかったのかとか、それと、届出制を許可制にすることが過重な負担になるものなのかとか、もともと現行の規定を使って運用方法を工夫するべきではなかったのかというような、どちらかという、今現在の書きぶりを直すべきとい

うような、そういった話をいただいております。

それに対しまして、こちらで修正しましたところが、4ページを御覧ください。4ページの(イ)考察のところになります。

上から順番に行きますが、まず、「問題となっている悪質な土砂の搬入・埋立てが2市1町に限られている」と書いてあるが」というところで、2ポツ目を御覧ください。今申し上げましたとおり、かぎ括弧の中の「問題となっている悪質な土砂の搬入・埋立てが2市1町に限られている」と書いてあるが」のところの、ここがどこに書いてあるんだという話をまずいただいております。

どこに書いてあるかといいますと、その前段の文章になりますが、この条例改正の起案文の中の起案理由及び改正要旨の中にこの辺の文言が書いてありまして、その文言を付け加えてあります。

それから、4ポツ目になります。4ポツ目のところで、こちらのところは、「適正に土採取等を行っている者まで一律に過重な負担を強いることとなる」と、平成9年6月県議会の部長答弁の中で部長が言うておりますが、それが、この言葉は本当なのかということを委員長から御質問がありまして、それに対する回答がこちらに書いてあります。97年6月県議会における部長答弁の中で「仮に強い規制を行った場合は、適正に土採取等を行っている者まで一律に過重な負担を強いることとなる」と述べているが、現行の届出制においても工事着手30日前に事業者へ届出書類を提出させるなど許可制と大差ない制度となっていることから、本当に事業者へ過重な負担を強いることとなったのかは疑問であるということで、ですので、特に過重な負担を強いることとなるということに関しては、ちょっと否定的な書き方にしたということで、ちょっと軌道を修正しております。

それから、県全体を対象とすべきではなかったのかというのは、何人かから前回は意見としていただいておりますが、このことに関して、下のポツになりますが、「このため、不適切な盛土を限定地域の特殊事情とせず、今後のさらなる拡大を想定し、県全域を対象としている県条例の規制強化を継続して検討する必要があると考える」と、県全域を対象としているというような文言をここに書き加えてあります。

それから、その下のポツになりますが、この前のときに、富士市で違反事案が発生しているというようなことを申し上げたところ、具体的にどうなのかという話がございまして、そのところが、このポツの2行目の括弧書きのところになりますが、実際に資料12の中に出てくるんですが、富士市内で条例を改正してから違反事業地が23か所、違反事案が発生しているということがそちらに書いてありまして、実際に条例を強化したにもかかわらず、特に違反が減っている様子が見えなかったというところがございまして、そこがこちらに、具体的にということですので、括弧書きの中で、資料12、会議資料P7からということで、富士市内の違反事業地23か所という文言をここに加えました。

それから、その下のポツになりますが、そのまま読み上げてしまいますが、「なお、県条例の規制強化を行わなかったとしても、悪質な事案に対して措置命令等を行っていれば、その後の都市計画法の開発行為許可等の審査の際に、資力信用の規定に抵触するとして、不許可とすることにつながった可能性も考えられるため、現行の県条例の措置命令等の規

定について、積極的な適用を検討するべきだった」という文言をこちらにも加えています。こちらに関しては、運用方法を工夫するべきでなかったかということに対する答えとなります。

それから、次のページに行きます。5 ページ目になりますが、(イ) の考察のところの3 ポツ目になります。これに関しましては、前回これは清水さんから言われているのかな。D145 文書の中で、土地対策室の職員が本条例の規制は弱いと言っている記述があるということをごちらに、その辺を考慮した文言を加えてはということで書きましたのが、「おって、2009 年 11 月の土地対策室の公文書 145 の中に、「県土採取等規制条例の規制が弱いため、河川法または森林法による対応が効果的と思われる」と、現行条例の規制では不十分なことを担当課が自ら認識していた記述がある」とこちらに書いております。

それから、4 番、考察を踏まえた再発防止に向けた対策のところになりますが、6 ページを御覧ください。今までのところを総合した書きぶりになりますが、2 ポツ目からになります。「しかし、これらの法令制度が十分に効果を発現するためには、現場において適正な運用がなされているか、継続的に確認し、制度管理していく必要がある。悪質な事案等に対しては、代執行まで見据えて規制制度を躊躇なく適用するなど高い意識を持って取り組む。また、県及び市町担当者の研修会等において、単に制度の説明を行うだけでなく、実際の違反事例や処理困難事例を題材にして事例研究を行い、情報を共有するとともに、制度を運用する上で問題点が何かなど検討を行う。おって、県議会において指摘等があった場合は、既存の制度を見詰め直す一つの契機と捉え、当初に法令が目的とした効果を発現できているか、改善を要する事項はないかについて、担当課だけでなく関係課や市町にも意見聴取の上で対応する」ということで、この辺まで言葉を加えております。

以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問等ありましたら、お願いします。

これはさっきの話だと、この条例も廃止になってしまうんですね。今のところはこれでいいのかな。

○福田土地対策課長

そうですね。盛土新法まではちょっと話が及んでいませんが。

○内藤総務局長

盛土新法……、望月さん、条例廃止というのは、新法が施行されるまでは生きているということですか、条例は。

○望月盛土対策課長

今の盛土条例ですか。

○内藤総務局長
盛土条例。

○望月盛土対策課長
同時に盛土条例が廃止、イコール盛土新法が運用開始。

○内藤総務局長
それ、いつ頃になるんですって。

○望月盛土対策課長
今の盛土条例が廃止になるのか、改正になるか、それは分からないけど、仮に今変わらないとして、令和7年の6月には盛土新法が立ち上がらなきゃいけない。そうすると、条例と法律が重複するところがあるので、重複するところを削る改正をしないといけない、最低限。それが遅くとも令和7年6月にはしなきゃいけない。

○内藤総務局長
では、まだちょっと時間があるので、これでいいということなんですね。

○福田土地対策課長
その辺のことはちょっと書けないので。

○内藤総務局長
そうですね。あと一、二年はこういうスタンスで運用していくと。
4ページのところで、確かに前回、私、届出を許可にしても、大して負担が増えるわけではないんじゃないのかということを書いて、それを書いてくれてありますが、それを言ったときに、たしか望月さんから、やはり許可制になると相当な負担を強いることになるんだよという御指摘があったと思うんですけど、どうなんですかね。この記載はいいですか、これで。

○望月盛土対策課長
許可と届出はまるっきり別なもので、許可がないと、その後の行為ができない。届出は、極端な話、届け出てしまえば、行為は可能なことは可能だと。そういう意味では全然負担は違う。

○福田土地対策課長
その辺の許可制と届出制の違いというのは理解した上で、こんなふうにしたんですけど。

○清水総務局参事

土採取の場合は、計画が基準に合っていないければ、変更の勧告だとか、それに従わなければ、命令まで行けるような仕立てになっていたんじゃないかなかったですよ。そうすると、許可制度的な要素も若干はあるといえよ。

○望月盛土対策課長

事後対策型というか。

○清水総務局参事

なので、多分、30日前までに届け出るから、着手する前までの間に計画を県が見て、何かあれば物申すという立てつけなんですよ。

○福田土地対策課長

届出を行おうとする者は30日前までに……。事業を行おうとする者は。

○清水総務局参事

ただ、その間に県が言わなければ、やろうと思えばやれてしまうというところはある。そこは許可とは違うところですが。なので、県の責任が大ありというか。

○内藤総務局長

要は、この部長答弁が、仮に強い規制を行った場合、適正に土採取等を行っている者まで一律に過重な負担を強いるというものが、本当にそうですかということなんですけど、適正にやっている人にそんなに過重な負担を強いるのかなど。

○望月盛土対策課長

もともと、申請自体も要らないですよ、適切に処理している人たちにとってみれば。それを条例とかで許可、申請しなくてはいけないという、やはりそれだけ負担がかかりますよ。

○内藤総務局長

届出書は一応出さなきゃいけないじゃないですか。届出というのは簡単なものですか。

○望月盛土対策課長

もともと富士山麓は条例があったんですが、ないところも結構ありましたよ。そこは今まではすぐに着手できたわけですよ。

○内藤総務局長

届出がなくても。

○望月盛土対策課長

なくても。それが条例ができたことによって、許可申請の届出をしなければ、工事自体できないんですよ。ということは、負担がかかっていますよね、相当負担が。

○福田土地対策課長

県条例自体はかかっていたよね、全域に。なので罰則とかが強化された条例がという意味なので、基本、そんなに変わらない。確かに何かあったときには過重な負担になるんですが、基本的なところは変わらないはずなんですよ、別に。

○内藤総務局長

適正にやっていない人にとっては過重な負担なのかもしれないですが、適正にやっていれば、別にそんなに負担が変わるのかなというのはちょっと思ったんですね。そこはこの記載でいいのか悪いのかなんですけどね。

今、ただ、福田さんの案だと、許可制にしても、そんな感じの負担ではなかったんじゃないか、と一応書いてくれたわけですよ。

○福田土地対策課長

確かに当時は恐らく本当にこういう考え方があったんでしょけれど、実際、今になって見てみれば、こういう条例で規制することに関して、そんなに負担は強くないという考え方が恐らく正しいのかと。時代背景の違いというのはあると思うんですが。

○内藤総務局長

その他、何かありますでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

6 ページ目の4 番目の2 ポツ目の、これは、具体的にはどういうことになってくるんですか。

○福田土地対策課長

現場において適正な運用がなされているかというところですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここは制度管理していくという。

○福田土地対策課長

つくりっ放しではなくて、現場の様子なんかもよく把握しながらという。非常に初歩的

な言葉ではありますが、適正な運用がなされているか、しっかり確認するよと。要は、なるべく届けさせよう。多分に法文だけでは駄目なので、体も動かしましょうというような。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

現場状況を見て、見直しを常にしていくということですか。

○福田土地対策課長

そうですね。そういうことも含めて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その下のポツが結構具体的に書いてくれているんですが、それに対して、これってどういうふうに考えているのかなというのがちょっと。

○福田土地対策課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もう少し何か具体的に書けるといいと思ったんですが。

○福田土地対策課長

分かりました。

○山下土地対策課土地対策班長

よろしいでしょうか。2つ目のポツの「しかし」から始まる文章については、まず、前置きといいますか、抽象的な書きぶりになっているのは、前置きのことで、今、課長のほうから話があったように、法令ができれば完璧だということでは満足するのではなくて、制度が適正に運用されているかどうかをきちんと見届けないといけないですよ、とまず言っておいて、その後に、具体的にはというところで、1つ目が、まずは制度ありきではなくて、その制度を使っていきましょう、活用していきましょう、と。代執行の規定まであるのだから、躊躇することなく適用していきましょう、というのがまずあります。

その上で、では、その次の「また」というところですが、実際うまく適用できているのかというところで、もしかしたら違反事例で苦労している、あるいはこんな工夫をしたよというような事例があったとか、困難な事例に対して、こんなことで悩んでいます、こんな工夫をしましたということが個別の市町であれば、それを題材にして、一同が集う研修会の場等で披露して、みんなで情報共有して、事例研究するというところで、なるほど、この制度は使えるねという場合もあるでしょうし、いや、この制度、こういう点がちょっと欠陥があってとか、運用方法をちょっと見直さなくてはいけないね、というような話があるかもしれない。それを負担なく検討していきましょうと。

最後に、県議会の答弁で、県議の指摘に対して、このまま現行条例でいいんだ、というような答弁をされて発してしまっているところがあるものですから、担当課だけで判断するのではなくて、関係課とか市町にも意見聴取の上で、実際どうでしょうかというところを踏まえて回答する対応が必要だろうと。そのようなことで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。ですので、この制度管理していくという流れとしては、その次のポツ3つが今考えている具体的な進め方、考え方、方針ということなんですね。

○福田土地対策課長

確かに分かりにくい。

○内藤総務局長

今おっしゃってくれたことが分かるような書き方を。よく見れば分かるんですけどね。

○福田土地対策課長

総論と各論で。

○内藤総務局長

必要があれば、具体的にはとか、言えるとか何か。

○福田土地対策課長

ちょっと分かるように直します。

○内藤総務局長

最後のポツがいまいち分からなかったんですけど、「県議会において指摘等があった場合」と、いきなり県議会が出てくるんですが、これはどういうことでしたか。

○福田土地対策課長

今回、大本が、前にも書いてありますが、県議会の質問、答弁というところからスタートしているようなところもあって。

○内藤総務局長

その話なんだ、この県議会というのは。

○福田土地対策課長

はい。ですので、県議会のそういう話はしっかり反応するよと。わざわざ書かなくてもよかったのかもしれませんが。

○内藤総務局長

分かりました。そういうことですね。

○福田土地対策課長

確かにいきなり県議会が来るのは何か。

○内藤総務局長

でも、考えてみれば、よく分かりました。もともとそういう話だったので。そのほか何かありますでしょうか。

○清水総務局参事

4 ページの考察の1 ポツ目で、「このことは一定の評価に値する」と書いてありますが、考察としてあるので、(県条例に適用除外の規定を) 設けたことについては、選択肢の一つであったと思われるのか、何か、こういう形にしたのは悪いことではなかった、ということが多分おっしゃりたいと思うので、そういうふうにしたほうが考察らしいかなという気がしました。

○福田土地対策課長

そうですね。一番最初につくった文章なので、後ろのほうのトーンと何となくちょっと合わないところが確かに出てしまっている気がしますね。ここは直します。

○清水総務局参事

あと、同じところの2 ポツ目の、富士、富士宮、三島、函南においても検討中であって書いてあるんですが、これは、条例の改正起案の中から読み取れるんですけど。これが後々この4 市町で条例がつくられているので、どこかの時点では検討中だったとは思いますが、この条例改正のところで検討中だったと言えるのかなというのと、あと、この検討中であつたというのが考察なのかなというところがちょっと。これも何か後ろにつながっていくんですか。

○福田土地対策課長

確かに考察になっていないのか。

○内藤総務局長

事実関係の記載のような。事実かどうか分からないですが。

○山下土地対策課土地対策班長

今の「なお」から始まる文章のところですが、「問題となっている悪質な土砂の搬入・埋

立てが2市1町に限られている」という記述については、条例改正の起案文の起案理由及び改正要旨の本文の中に書かれていることです。

実際には、それ以外にもあったということについては、同じく起案文の中の添付書類の中に、県内東部市町の条例制定の状況という資料がついていまして、今回の検証委員会の資料4の中でつけさせてもらっているものになりますが、そこに、富士市、富士宮市、三島市、函南町で検討中、検討中、検討中、三島市と歩調を合わせる意向とかという記述があったので、それを引っ張ってきました。

○内藤総務局長

なので、要は、これは次のポツと一体なんですよ。県は把握していたという。この問題が拡大しているということは。ということなんですよ。2ポツ目、3ポツ目で1個にしていればいいのか。

○福田土地対策課長

考察らしくしないと。

○内藤総務局長

県は把握していたということがうかがえると。

○福田土地対策課長

「検討中であった」で切ってしまうので。

ここ、1ポツ目について、考察らしくなるように変えます。

○内藤総務局長

考察としては、だから、2ポツ目、3ポツ目が1つ、4ポツ目がもう一つで、その2つを踏まえると、5ポツ目というか、県全域を対象としている県条例の規制強化を継続して検討する必要があったと考える、これが結論というか、考察というか。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

一個一個、ちょっと違う話ですね。ただ、やっていけば、防げたわけじゃないのという話なんですよ。

○福田土地対策課長

ちょっとトーンがここで変わります。

○内藤総務局長

清水さん。

○清水総務局参事

同じ考察のところで、たしか前回のときにどなたかから、土採取等規制条例は決して弱くはないんだよみたいな、そんなことも入れたほうがいいんじゃないかという話があったかと思うんですけど、それが……。

○福田土地対策課長

そうですね。一番最後のところに。考察の……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

■■■■が言ったことを反映してというか。

○清水総務局参事

措置命令をすれば、代執行とかもできるし、という。

これは、措置命令を行っていけば、都計法のほうで使えるんじゃないのか（許可基準の資格・信用の判断に使えるのではの意）みたいな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

代執行までつながるといふ、そういう。

○福田土地対策課長

書き方を変えますかね。

○山下土地対策課土地対策班長

5 ページ目の上から3行目の「なお」のところですが、そこに「悪質な事案に対して措置命令等を行っていけば」というところで、県条例の規制強化を行わなかったとしても、現行の規定でも対処する。措置命令の規定があるんだから、それを使うことをもう少し積極的に考えるべきだったんじゃないかというところに一応盛り込んだつもりなんです。もう少し直接的な、現行の県条例においても措置命令などの規定を設けていることから、それを積極的に適用し、みたいな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

弱い法律じゃないということを、もう少しにおわせるような表現がいいということですね。

○清水総務局参事

そうですね。なので、代執行をうたってもいいのかもしれないですが。

○福田土地対策課長

確かに都計法の開発許可はちょっと……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これは2つ目としてある。

○清水総務局参事

条例自体弱くないし、また、都計法でも、というような。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

2つある。

○内藤総務局長

一度、条例自体は十分弱い条例ではない、ということをしっかりうたった上で、それをしっかり適用していれば、都市計画法の審査の際にも生きてきた、としますか。

ただ、一方で、5ページ目の下のほうで、土地対策室の、現行条例の規制では不十分なことを認識していたと書かれていて、だから、土地対策室自らがそういう認識なんだから、当然、条例改正を検討する余地はあったのではないのか、という考察なんですよね。ここはちょっと矛盾しちゃうんですけどね、何か。

土地対策室の、規制が弱いため河川法または森林法による対応が効果的と思われる、と言ったこの人の発言自体が、多分間違っていると思うんですけど。

○清水総務局参事

認識がちょっと。

○内藤総務局長

間違っているけど、ただ、実際そういう認識をしていたのであれば、当然、「じゃ、条例改正検討しろよ」ということを言いたいんですよ。

○福田土地対策課長

そうですね。

○山下土地対策課土地対策班長

相対的にということですか。土採取条例は土採取条例で闘えるけれど、もし河川法とか森林法が適用できるエリアであるならば、むしろそちらのほうを……。

○内藤総務局長

より強いということですか。

○山下土地対策課土地対策班長

ええ。相対的に見ると、土採取条例というのはやはり弱いので、多分、土採取条例よりもそちらの方を使ったほうがという。復命書の中にはそのように読み取れるんですが、土採取条例だって、それしか適用するものがないのであれば、条例改正をしなかったとしても、県の措置命令を積極的に適用するべきだったんじゃないかと。

○内藤総務局長

なるほど。そういうふうに分かるように書けばいいか。土採取条例自体が別に、それはそれで十分効果は発揮できるけど、さらに効果的な法令があるのなら、そちらの適用ができる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこは、例の砂防法じゃないけど、他法令の関係の話になってくるので、適用できるというか、今、既にそこに適用できる法令があるのならそれを適切に使えばいい、ということだと思うので。

比例原則じゃないけど、よく比例原則で考えたとき、その行為を止めることができるのであれば、規制力が強いとか弱いとかあるのかもしれないけど、当然ながら、できるだけ弱い法律でやりましょう、いきなりマックスの法律でいくのではなくて、ということだと思っているんですが。そもそも報道では多分、自分もそうでしたが、条例と法令と違って考えると、やはり条例のほうが下に見えてしまって、規制力が弱いという。そこからある意味、間違っただけというか、結構入っちゃっているんで、こういうふうに言っているのかなと思うんですけどね。

今回も■■■■からのああいふ発言を受けて、そういうものかというのは、自分も初めて勉強になったというところもあります。

○清水総務局参事

新聞報道では、この言葉の意味合いは、多分、今、杉本参事がおっしゃったような意味合いで取られているかなという。

○片山廃棄物リサイクル課長

片山ですが、これ、かぎ括弧のところは、そのままの引用なんですよね。だから、意見を我々が言うときに、ここはいじれないんですよね。そういった記述があるから、担当者が認識していた。「と思われる」との記述があるが、何とか何とかだということですかね。さっきの十分な効果が発揮できる条例があったので、単独でも適用できたと考えられるとか、そんな感じですかね。

○福田土地対策課長

どちらかというと、ここは、後ろの現行条例の改正を検討するということにつなげるための前振りなので。

○内藤総務局長

この条例より他法令のほうが効果があるんだから、他法令を適用しろってなっているわけではなくて、この条例より他法令のほうが強いけど、だからこの条例をもっと強くしろという考察になっている。それがどうなのかなど。

○片山廃棄物リサイクル課長

それか、これ、次のポツと一緒にしちゃえばいいですかね。「との記述があることから」とか。

○内藤総務局長

そういうことなんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

「悪質な業者と対峙するためには」。

○福田土地対策課長

そうですね。確かにつながっているんですよ、この2つは。

○内藤総務局長

改正を検討する余地はあったということをお願いだけでもんね。いいのか、これで。

○福田土地対策課長

3ポツ目と4ポツ目は、ちょっと考えます。

○内藤総務局長

その後もやっぱり「条例による対応に限界を感じていた」ですよ。

○福田土地対策課長

そういうトーンですよ。

○内藤総務局長

そうすると、やはりさっき杉本さんもおっしゃっていましたが、 がああやって言うまでは、県自らも、この規制ではちょっと足りない、不十分だと思っていたと。

○清水総務局参事

条例による対応に限界を感じていたというのはちょっとおかしいですから、全国一律の法規制の必要性を認識していたとか、何かそのほうが要望の趣旨としてはいいんじゃないかなという。個々の対応ということではなくて。

○内藤総務局長

そうしないと、やっぱりおかしいかな。

○福田土地対策課長

「条例による対応に限界を感じていた」か。

○片山廃棄物リサイクル課長

国に対し要望しており、条例による対応ではなく、全国一律の……。

○内藤総務局長

全国一律の法整備。

○清水総務局参事

結局、個々の対応だと、多分強弱が出ちゃったりするので、そうじゃなくて、弱いところに行ってしまうというのがあるから、それを防ぐためには、全国一律でという思いが絡んでいる。

○内藤総務局長

その必要性を感じていたということでもいいですかね。

○福田土地対策課長

前段の法整備を要望しているというところですよ。

○内藤総務局長

ちょっとここ、そういう書き方、どういうふうを考えるべきかですね。

○清水総務局参事

あと1個、先ほどの考察と同じ、最後のポツのところで、「結果的には土石流災害の発生後となった」で止まっているんですが、この状態だと、事実だけかなと思うので、この後にどうつなげるかというのはちょっとあるんですけど、ものすごくきつい言い方をしちゃうと、遅きに失したとか何か、そんな感じになっちゃうんですけど。

○福田土地対策課長

遅きに失したか。ちょうどこういうタイミングになってしまっただけですよ、確かに。

○清水総務局参事

なので、ちょっと考察的にするためには、どういうふうにつなぐのがいいのかなというのは、一考の余地ありかなと思ったので。

○福田土地対策課長

確かに考察にします。遅きに失したか。

○清水総務局参事

一番ひどい言い方。それはないんですけど。

○内藤総務局長

そのほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

望月さん、いいですか。

○望月盛土対策課長

自分で非を認めるということですよ。

○福田土地対策課長

トーンはそうです。ただ、そうは言っても、確かに運用を強化すればという部分はあるので。

○望月盛土対策課長

その当時の解釈というか、それがいろいろな思いというか、いろいろな法律を最大限活用すれば防げた可能性はあるわけですよ。

○福田土地対策課長

そうですね。

○望月盛土対策課長

その思い、そういうやり方をできていなかったわけですよ。

○福田土地対策課長

そこは否定するものではないですけど。

○望月盛土対策課長

それをもって、この条例自体、その当時、瑕疵があるじゃないけど、そういうことを言っちゃっていいのかなど。じゃ、何でそのときに改正しなかったのかって逆に言われてしまわないか。防げたかもしれない。

○清水総務局参事

1点、行政対応検証委員会（の報告書）が出た後に県がまとめた見解と対応の中で、見直すタイミングがあったと思われるというところまでは言い切っているの、そこは踏まえた内容にする必要はあるかなとは思いますが。それがどういう言い方になるかはちょっとあれなんですけど。

○内藤総務局長

そことまた逆のことを言っちゃうと、ちょっと。

○福田土地対策課長

あまりそっちを強くしちゃうと。

確かに望月課長のおっしゃるとおり、それは私もそう思うんですが、単純に運用を間違えたがためにという。

○望月盛土対策課長

確かに法律、条例だけで対応しようと思えば、規制力が弱いから、いろいろな武器が備わっていないわけですよ。だから、改正するべき、それで合っていると思うんですが、ただ、なんか最初から全部、この法律、条例が最低なやつだよと。

○福田土地対策課長

そうは言っていないんですが。

○清水総務局参事

そこまでは言っていない。

○望月盛土対策課長

だったら、そのとき変えれば良いという可能性はあります。

○内藤総務局長

難しいですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、盛土条例をつくったんですよ。土採取等規制条例では対応できないところが何かあったので、盛土条例をつくったんですよ。もしそれで全部行けるんだったら、その

まま突き進んでやればよかったけど、何かがあったから直したんだよね。そういう事実があるので、そこにつなげていく盛土条例をつくらざるを得なかったというような形にしないと、ある意味……。

○福田土地対策課長

結果は出ているんですよ。

○望月盛土対策課長

そういう意味で、届出から許可に変わって、許可を出せないと工事自体に着手できない。そこで、事前のチェック体制が強化されて、なおかつ、土地所有者とかに行政指導が及ぶと立てつけを変えて、規制力云々だけだと、そんなにはっきり言ってあまり見ていない、悪質な人達は。極端な話、条例というと、やはり限界があるんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは罰則で。

○望月盛土対策課長

そう。法律だと、極端に、罰金3億円。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

桁が違うから。

○望月盛土対策課長

桁が違うから、それは規制力があると、確実に違う。条例でたった100万ですよって言っても、悪いことをしたほうが、それより上回っちゃうから、。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もうけがね。

○望月盛土対策課長

捕まったって何ともないからね。そういう意味では、罰則が緩やかというのは間違いじゃないと思う。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

罰則がね。確かに。

○片山廃棄物リサイクル課長

片山ですが、条例の在り方の検討に着手していたって書いてあるんですが、これって具

体的に罰則の引上げなんですかね。より強い条例の強化に向けて着手していたって、具体的に問題意識を持って、やれるところまで目いっぱい頑張っていたみたいなきき方って。

○福田土地対策課長

条例改正はもちろん念頭に置いていましたので、その中に罰則というのもありますけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

多分、一番強いのもって、どこだったのか。多分、茨城なのか、三重なのか。

○福田土地対策課長

地方自治法の規定があるので、そこまでしか上げられないんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。だけど、その中で、土壌の汚染の話はちょっと別か。三重県なんか、そういうのやっていますよね。あと、土地所有者の責任みたいなところ。そんな見直しなんかも着手していたことは、評価できるって言うてはいけないけど、そういったこともやろうとしていた、着手していたという書き方とかはどうですかね。着手していたことは評価できるって。

○福田土地対策課長

実際、どこに向かっていたのか、まだこれからの話だと思うので。

○内藤総務局長

このときの資料はあるんですか。

○福田土地対策課長

あります。本当に立ち上げただけですからね、まだこの時点って。ですから、具体的な検討がどうのこうのという話はまだそのときしていないので。

○清水総務局参事

富士のほうから、県条例は届け制であり、罰金も 20 万円と低く弱い、今後市の条例改正と同時に県の条例改正をお願いしたいというような話はされていますけど、それを踏まえてというところだったんですよね。

○福田土地対策課長

そうです。継続的にこの場を持っていきますよと。

○片山廃棄物リサイクル課長

それか、ここで結果的に条例改正は土石流災害の……、いいのか。条例改正は熱海の土石流災害後、一気に作り上げたという言い方で、本文には書いていないですけど、そういうことも、短時間で改正し、盛土条例をつくったと。全国一厳しい盛土条例と。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

法律が厳しいとか、そういうのって何が厳しいのかってあると思うんですが、先ほども言いましたが、代執行までつながるような法律が厳しいという言い方もできるけど、片や今、望月課長が言ったように、罰則というか、条例だと上限が決まってしまうから、そういう面では限界があるということもある。そういう見方をすると、やはり法令のほうが強いよねという言い方もあるので、そこは何かうまくそういう言い方ってありますか。こういう面は悪いけど、こういうところはもう。そこをうまく言えるといいなど。条例の限界はあるんだなというのは、当然。だけど、代執行ができる法律だから、それは強いんです。

○清水総務局参事

条例のほうが抑止力が弱いという、そんな感じなんですかね。事を起こされてしまったら、代執行までやれば、元に戻せるところまでは行けるけど、事業者サイドが一線を越えるか越えないかというところを判断させる、という大変ですけど、法令だと罰金3億も取られるから、ちょっとうかつに手を出せないぞ、となるけど、条例だとせいぜい罰金は100万以下だし、懲役も2年以下ということを考えれば、一線越えてしまったほうが実入りがあるみたいな。

○福田土地対策課長

それだけじゃないですけどね、確かに。同じ条例を備えていても、ここの市町はやられて、ここの市町はやられないというところもあるので。

○清水総務局参事

そこは市町の体制といったところですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

抑止力ね。

○内藤総務局長

4ページの考察のところ、だから、この条例というのは措置命令を行えば代執行までできる、それをちゃんと適用すれば、それで十分なんだというのをまず最初に言って、一方で、東部のほうの市町村ではこういう動きもあったみたいに書いて、最後に、だから今後さらなる拡大を想定し、県全域を対象としている県条例の規制強化を継続して検討する必要があったというよりも、検討する余地があったとか、それなりの言い方にしておく

か。この条例で十分、本当はこれが機能すればいいんだけど、社会情勢がそうじゃなくなってきたいて、実際、東部の市町村ではこういう動きもあったのだから、もう少し強い規制を考える余地はあったのではないかと、というぐらゐの書き方にするとか。

改正の検討ぐらゐはしてもよかつたな、と実際思いますけどね。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。そのタイミングはあつたんですよね、何回か。

○内藤総務局長

あつたんですよね。議会でこれだけ言われていて。

○福田土地対策課長

他県の改正もあつた。

○内藤総務局長

他県の改正もあつた。それでも改正しなかつた理屈というのが、「なるほど」と、腑に落ちるものであればいいのですが、どうしてもやっぱり悪質な土砂の搬入・埋立てが2市1町に限られているとか、ちょっとその辺納得できないですし、地域のことは地域が考えろみたいな言い方もちょっと違うんじゃないかなと思うので、やはりそれは当時の判断がよかつたとは言えないかなと思うんですけどね。検討する余地は十分あつたんじゃないかと考えています、私は。

どうもこれ、考察のところだけですね。考察のほうを中心に、皆さんからの意見を踏まえて、もうちょっと見直しをお願いします。

○福田土地対策課長

了解しました。反映させます。

○内藤総務局長

そのほか、いいですかね。次第の2に行きたいと思ひますけど、その他ということで、何かありますでしょうか。

○清水総務局参事

何かあれば。

○片山廃棄物リサイクル課長

12月議会の対応の必要性って。

○清水総務局参事

対応の必要性というのは、どういう……。

○片山廃棄物リサイクル課長

常任委員会で。各常任委員会ですけど。

○内藤総務局長

今のところ、考えていません。

○清水総務局参事

なので、想定Q&Aを共有するとか、それぐらい、問われたときにどう答えるかというぐらいかなとは思っているんですけど。

○内藤総務局長

何か積極的に今出していけるものというのはないので。

○清水総務局参事

委員会資料も今のところエントリーはしていませんし、部長からも、委員会資料を出さなくてはならないということまでは言われてはいませんが、ただ、今作っている資料しか、部長とか副知事に上げていく段階で、いや、これは9月に報告しているんだったら、12月には状況を伝えたほうがいいだろう、というような話がもし出てしまったら、そこは資料を入れる話も出るかなと思いますが、今のところはそこまでは考えていない。

○内藤総務局長

あまり出せるものはないですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

統一のQ&Aをみんなで持っているということですかね。

○清水総務局参事

そうですね。今のところ、そうかなと。それがどうなっているのかみたいな質問が出たときに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

同じトーンでということですね。同じ答えでできるようにということですね。

○清水総務局参事

そうですね。それぞれの委員会で。

○内藤総務局長

ほかに何か。

それでは、次回の会議についてですが。

○清水総務局参事

11月の29日の午後だったと思うんですが、会議室はここじゃないです、次回は。ここはちょっと取られちゃっていたんで、2階の向こう方の部屋になります。

○内藤総務局長

ちょっと一回閉めますか。

それでは、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。